

## 少年扶養控除の割増はたったの1年で廃止に

**Q** : 11年度の改正で導入されたばかりの年少扶養控除額の割増制度が廃止されたと聞いたのですが、本当でしょうか。

**A** : 12年度の改正で廃止されました。年少扶養控除制度は、結果的に1年だけの適用になりました。

### 【解説】

平成11年度の改正では、年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除の額を、従来の38万円に10万円を加算した48万円とする特例が導入されました。

ところが、今回の平成12年度の改正では、昨年導入されたばかりのこの制度が廃止され、年齢16歳未満の扶養親族も一般の扶養親族として、控除額は元の38万円に戻りました。

たった1年で廃止された理由は、少子化対策として平成12年度より児童手当の支給対象をこれまでの3歳未満から未就学児童に拡大することによる財源に充てるためです。

この改正は、平成12年分以後の所得税について適用されますが、次の場合には、平成12年分の所得税について従来どおり年少扶養親族に対する扶養控除額の割増制度の適用を受けることができます。

- (1) 平成12年3月31日以前に年少扶養親族に該当する扶養親族が死亡した場合
- (2) 年少扶養親族に該当する扶養親族のいる給与所得者が、死亡又は海外支店への転勤により非居住者になったことなどの理由により、平成12年3月31日以前に支払う最後の給与で年末調整を行う場合



KIMIYO・I